

(別紙)

議員全員協議会での意見に基づき、(案)の一部を以下のように修正しました。(該当条項のみ掲載)

前文

(一部略)

しかし、観光を取り巻く状況は、ゆとりや安らぎを求める志向等により観光旅行に対する需要の高度化、少人数による観光旅行の増加、観光圏としての広域連携、外国からの誘客等近年の観光をめぐる様々な変化への的確な対応を求めている。これらに適切に対処し、観光立市を実現するためには、山陰海岸ジオパーク等、世界的な展開ができる持続可能な地域を創造するとともに、観光をまちづくりのリーディング産業の~~一~~として発展させ、さらに他産業や暮らしそのものが観光資源となる、「住んでよし、訪れてよし」の魅力ある観光地を目指すことが不可欠であり、このためには、観光立市の実現に向けた基盤の整備及び環境の形成を図るとともに、広く市民が観光立市に対する理解を深め、一人ひとりがその担い手としての役割を果たすことが重要である。(以下略)

第1条 この条例は、観光立市を実現するための基本理念を定め、市の責務並びに市民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光立市の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、~~観光立市の実現に関するその~~施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある地域づくり、交流人口の拡大、本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 観光事業者 主として観光旅行者を対象として事業を行う事業者その他観光に関連する事業を行う事業者をいう。
- (2) 観光関係団体 観光事業者で組織される団体並びに観光の振興を目的として観光事業者及び行政機関等で組織される団体をいう。
- (3) 旅行関連施設 ~~観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保並びに~~宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設をいう。

第3条 観光立市の実現に関する施策は、地域における創意工夫を生かした主体的な取り組みを尊重しつつ、魅力ある観光地の形成を図るとともに、観光旅行を推進することが市民にとって誇りと愛着を持つことのできる豊かで活力に満ちた地域社会の形成及び潤いのある市民生活の実現のために重要であるとの認識の下に講じられなければならない。

- 2 観光立市の実現に関する施策は、観光旅行者への快適なサービスを提供できる環境を整備するとともに、地域の歴史、文化、伝統等に関する理解を深め、観光振興の担い手となる人材の育成及び地域のおもてなしの向上が図られるよう講じられなければならない。
- 3 観光立市の実現に関する施策は、観光が国際相互理解の増進とこれを通じた国際平和のために果たす役割の重要性にかんがみ、国際的視点に立って講じられなければならない。~~観光を通じた国際平和及び国際相互理解の増進の観点に立って講じられなければならない。~~